

令和4年度子育て世帯等臨時特別給付金（県分）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するため、0歳から高校3年生までの子どもを養育する世帯に、県独自の対策として一時金を支給します。

つがる市から9月分の児童手当を受給されている方は、今回支給を受けるにあたって申請は不要です。

つがる市から児童手当を受給していない方（公務員で所属庁から児童手当を受給されている保護者や高校生のみ）の世帯で児童手当を受給していない保護者は12月31日までに申請が必要です。

支給対象者

- 令和4年9月分の児童手当（本則給付）を受給されている方。ただし、特例給付（児童1人当たり月額一律5千円）を受給されている方は対象になりません。
- 令和4年9月30日時点で高校生等（平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれ）を養育する方（保護者の所得が児童手当（本則給付）支給対象となる金額と同等未満の場合）
- 令和4年9月30日までに生まれた新生児で、令和4年10月分の児童手当支給対象児童の保護者

支給額 児童1人につき2万5千円

支給方法

- つがる市から児童手当を受給されている方には、令和4年9月分の児童手当が支給される口座へ10月28日（予定）に振り込みします。
- 申請が必要な方には、申請内容を確認し、支給要件に該当した場合、指定する口座に振り込みします。

【問い合わせ先・申請先】 子育て健康課 電話42-2111（内線304、309）

運動施設を利用する団体の減免率が変わります

令和5年4月1日から市内の運動施設を利用するにあたって、減免の対象団体や減免率が下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

運動施設：つがる市総合体育館[令和5年6月利用開始予定]、木造体育センター、柏総合体育センター、森田体育センター、富富簡易体育館、車力体育センター、車力柔剣道場、稲垣体育センター、稲垣体育館、木造河川敷運動場、柏河川敷運動場

変更前		変更後	
対象団体	減免率	対象団体	減免率
社会教育認定団体（一般）	90%	社会教育認定団体	50%
社会教育認定団体（小中学生）	100%	※一般と小中学生の区別なし ※経過措置を設け、減免率は令和5年度80%、令和6年度70%、令和7年度60%、令和8年度以降50%とします（つがる市総合体育館は除く）。	
		市スポーツ少年団に登録している団体	100%
社会教育認定団体の加盟団体	90%	減免対象外	
国および他の地方公共団体	50%		
市および教育委員会	100%	変更なし	
市内の小中学校・幼稚園・保育所・認定こども園	100%		
市内の障害者団体	100%		

【問い合わせ先】 社会教育スポーツ課 電話49-1200

広報つがる9月号7ページまちの話題「縄文土器づくりに挑戦！」において、参加者氏名に誤りがありました。正しくは、佐々木ゆきさんです。皆さまにご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

苦しんでいる人がいます ストップ！わら焼き 有効活用しましょう

稲わらを焼却するときに発生する煙は、人体へ害を与え、地球温暖化の要因の一部である二酸化炭素を多量に含んでいるほか、走行している車の視界の妨げにもなります。

稲わらは貴重な資源です。すき込みによる土づくり、飼料用や敷きわらとして畜産農家へ提供するなど、有効利用に取り組み、環境に優しい農業を推進しましょう。

市では、稲わら腐熟促進材購入費用に助成しています。ぜひご活用ください。

▼補助対象：市内水田に散布するために購入する稲わら腐熟促進材（腐熟効果が認められるもの）

▼補助金額：対象経費（税抜き）の1/2以内、または散布する農地面積1㎡当たり1円を乗じた額のいずれか少ない額（千円未満の端数は切り捨て）

▼必要書類：見積書、滞納がない証明書、通帳、印鑑

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111

稲わらに関する問い合わせ（内線321）、腐熟促進材購入費用助成事業に関する問い合わせ（内線421）

【市民から届いた声】

稲刈りが始まり、家の周りでのわら焼がすごいです。窓を開けていなくても、家中がわら焼きの匂いになります。喉がイガイガして痛いんです。家には0歳児もいるので、喉など影響がないか心配です。どうかしてほしいです。毎年この時期が憂鬱で仕方ないです。

下水道加入のお願い

下水道は家庭の生活雑排水、し尿などの汚水を処理し、周辺的生活環境の改善、用排水路や河川の汚染を防ぐための施設です。供用開始された区域で、まだ下水道に加入されていない方は、加入をお願いします。また、水洗化工事を行う方への融資斡旋も実施していますのでご利用ください。

融資斡旋制度

▼融資限度額：供用開始から5年以内の方は100万円、供用開始から5年を超える方は60万円

▼償還期限：5年以内 ※利息は市が負担します。

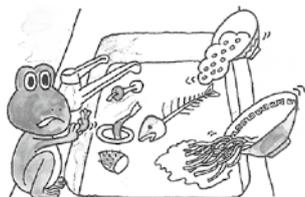
〈ご注意〉転入や転居される方、使用者等が変更となる場合は、下水道課までご連絡ください。休止の連絡がない場合、未使用でも使用料が徴収されます。

合併処理浄化槽補助金の 申請はお早めに！

令和4年度の合併処理浄化槽補助金の申請期間は10月28日(金)までです。期日を過ぎると補助金が交付されませんので、早めの申請をお願いします。

排水溝やトイレには異物を流さないで！

最近、下水道供用開始区域にて、下水以外のもの（下着類・おむつ）などが流され、ポンプに絡まり停止する故障が度々発生しています。ポンプが停止すると汚水処理に重大な影響を及ぼし、近隣住民の方も多大な迷惑を被ります。ご利用にあたっては、下記事項に注意し、適切な利用をお願いします。



★台所では・・・
野菜くずやご飯の残り、
天ぷら油やサラダ油などの
食用廃油などを流さない
ようにしましょう。



★マンホールには・・・
土砂や廃油、木片などの
廃棄物を捨てないように
するとともに、マン
ホールはむやみに開けな
いようにしましょう。

★水洗便所では・・・
トイレットペーパー以
外の紙、異物を流さない
ようにしましょう。



★下水道には、ガソリン、シン
ナー、石油、アルコール類など危
険物は流さないようにしまし
ょう。
揮発性の高い危険物は、大爆発
を起こす原因になります。



【申し込み・申請・問い合わせ先】下水道課 電話42-2111（内線374）